

介護予防・日常生活支援 総合事業 FAQ



令和元年10月
渋谷区介護保険課

はじめに

基本方針について

- ・ **介護予防支援（ケアマネジメント）**

介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- ・ **訪問型サービス**

訪問型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- ・ **通所型サービス**

通所型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

渋谷区総合事業 FAQ

1. 事業者指定について	5
問 101 渋谷区外に所在する事業所ですが、渋谷区から指定を受けることは可能ですか？	5
問 102 新規で指定を受けるにはどのくらいの時間がかかりますか？	5
2. 介護予防ケアマネジメントについて	6
問 201 基本チェックリスト実施日に要介護（支援）認定申請することは可能ですか？	6
問 202 要介護（支援）認定申請中に基本チェックリストを実施してサービスを利用することは可能ですか？	6
問 203 要介護（支援）認定の申請期間中に、暫定プランで総合事業のサービスを提供することは可能ですか？	6
問 204 事業対象者として総合事業を利用していた方が月途中で要介護（支援）認定申請をし、要支援の結果が出た場合にケアマネジメント費や給付管理に変更はありますか？	6
問 205 総合事業を利用していた方が月途中で要介護（支援）認定申請をし、要介護の結果が出た場合にケアマネジメント費や給付管理に変更はありますか？	7
問 206 総合事業を利用していた方が月途中で要介護（支援）認定申請をし、要介護の結果が出そうな場合に気を付けることはありますか？	7
問 207 チェックリストにより事業対象者として総合事業を利用していた方が要介護（支援）認定申請をし、非該当の結果が出た場合はどうなりますか？	7
問 208 サービス提供事業所のみの変更や利用回数のみの変更等、軽微な変更の場合にもサービス担当者会議の開催が必要ですか？	7
問 209 渋谷区の被保険者（住民票も渋谷区）が隣接区以外でサービスを利用したい場合にはどうしたらよいですか？	7
問 210 渋谷区の被保険者（住民票も渋谷区）が、渋谷区以外で渋谷区指定の事業所からサービスの提供を受けた場合のサービスコードや地域単価はどうなりますか？	8
問 211 利用希望者に被爆者介護保険利用等助成（原爆公費助成）対象者がいるのですが、サービス A のサービスを利用可能ですか？	8
問 212 介護予防給付と総合事業を併用する場合、支給限度額は双方の給付額を合算した額という理解でよいですか？	8
問 213 介護予防給付と総合事業を併用している要支援者が1月だけ予防給付の実績がなかった場合には当該月のみ介護予防支援費ではなくケアマネジメント費の請求になりますか？	8
問 214 国保連からサービス提供事業所に送付される介護職員処遇改善加算のお知らせにサービス A の分が載っていないのはなぜですか？	8
問 215 総合事業にも給付制限はありますか？	9

渋谷区総合事業 FAQ

3. 訪問型サービスについて	10
問 3 0 1 訪問サービス A を 9 回を超えて利用することはできますか？	10
問 3 0 2 区独自ホームヘルプサービスの時間延長サービスと訪問サービス A の 90 分程度・120 分程度の違いは？	10
問 3 0 3 訪問サービス A では、体温測定や爪切りはできますか？	10
問 3 0 4 訪問サービス A で買い物同行はできますか？	10
問 3 0 5 訪問サービス A で散歩同行はできますか？	10
問 3 0 6 国基準訪問サービスで散歩同行はできますか？	10
問 3 0 7 国基準訪問サービスで買い物同行利用者が体調不良等により、ヘルパーのみの買い物代行になった場合には訪問サービス A に切り替える必要がありますか？	11
問 3 0 8 本人の強い希望があった場合は、生活援助でも国基準訪問サービスを提供してもよいですか？	11
問 3 0 9 通院時の医師からの指示の聞き取りは国基準訪問サービスで利用できますか？	11
問 3 1 0 入浴介助の必要はないが、転倒等の危険があり入浴の見守りを希望している場合は訪問サービス A を利用できますか？	11
問 3 1 1 生活援助の範囲は？	11
問 3 1 2 同居親族がいる場合の掃除の範囲は？	12
問 3 1 3 家族の同居の判断はどのようにするのでしょうか？	12
問 3 1 4 いわゆる住み込み家政婦等がいる世帯にサービス提供は可能ですか？	12
問 3 1 5 訪問介護員等の親族へのサービス提供はできますか？	12
問 3 1 6 「自立支援のための見守りの援助」の考え方は訪問介護と同じですか？	12
問 3 1 7 特段の配慮をもって行う調理もサービス A で行えますか？	13
問 3 1 8 1 日に複数回の算定は可能ですか？	13
問 3 1 9 国基準訪問サービスと訪問サービス A をつなげて利用することは可能ですか？	13
問 3 2 0 区独自訪問サービス A を週 2 回利用したいが、2 つの事業所を利用できますか？ ..	13
問 3 2 1 国基準訪問サービスを週 1 回利用して入浴介助をしているが、訪問サービス A を月 2 回利用して買い物代行を行いたいだが 2 つの事業所を利用できますか？	13
問 3 2 2 国基準訪問サービスと訪問サービス A を併用する場合、同一の事業所でなくてもいいですか？	13
問 3 2 3 従前より生活援助中心で利用していた要介護者が要支援になったが、サービス A の指定を受けていないため国基準訪問サービスで算定し利用を継続できますか？	14
問 3 2 4 生活援助のみの日と外出介助（身体介護）を含む日を組み合わせて週 1 回利用する場合には、国基準訪問サービスで算定ができますか？	14
問 3 2 5 要支援者等が複数いる世帯に対する生活援助の算定の仕方は？	14
問 3 2 6 訪問サービス A において、管理者は従事者を兼務できますか？	14
問 3 2 7 訪問サービス A の管理者は非常勤でも専従であれば従事できますか？	14
問 3 2 8 国基準訪問サービスと訪問サービス A の従事者は兼務できますか？	14
問 3 2 9 旧ヘルパー 3 級資格でサービス A に従事することはできますか？	14

渋谷区総合事業 FAQ

問 3 3 0	訪問型サービスを提供する際に、個別サービス計画の作成は必要ですか？	15
問 3 3 1	国基準訪問サービスを日割り計算するのはどういうときですか？	15
問 3 3 2	国基準訪問サービスの利用者が月途中で入院した場合は、入院日前日までの日割り計算になりますか？	15
問 3 3 3	訪問サービス A の事業開始時支援加算はどのようなときに算定できますか？	15
問 3 3 4	同一建物等に居住している方にサービスを提供した場合の減算はありますか？	16
問 3 3 5	国基準訪問サービスと訪問サービス A を併用している場合に、処遇改善加算はどのように算定すればよいですか？	16
問 3 3 6	記録の保存は従前通り 2 年でよいですか？	16

4. 通所型サービスについて

問 4 0 1	サービス A の提供時間に食事の時間を含みますか。	17
問 4 0 2	国基準通所サービスと通所サービス A の違いは？	17
問 4 0 3	国基準通所サービスの長時間の利用が必要な場合とは、何時間以上をいうのか	17
問 4 0 4	通所サービス A の半日程度とは、何時間ですか	17
問 4 0 5	介護予防通所リハビリテーションと併用できますか？	17
問 4 0 6	月途中で通所サービス A から介護予防通所リハビリテーションへ変更できますか ..	17
問 4 0 7	週 2 回利用する場合に、国基準通所サービスで週 1 回、通所サービス A で週 1 回という使い方はできますか？	17
問 4 0 8	週 2 回利用する場合に、2 つの事業所を利用できますか？	17
問 4 0 9	要支援 2 の方が国基準サービス（みなし/独自）を週 1 回利用する場合にどのように請求すればよいですか？	18
問 4 1 0	ケアマネジメントではサービス A を週 2 回程度で位置づけたが、実際のサービス提供は週 1 回だった場合にどのように請求すればよいですか？	18
問 4 1 1	ケアマネジメントではサービス A を週 1 回程度で位置づけたが、実際のサービス提供は週 2 回だった場合にどのように請求すればよいですか？	18
問 4 1 2	サービス A 通所型サービスの利用者が状態変化により月途中で国基準サービスに変更した場合、どのように請求すればよいですか？	18
問 4 1 3	日割り計算するのはどういうときですか？	18
問 4 1 4	月途中で入院した場合は、入院日前日までの日割り計算になりますか？	19
問 4 1 5	1 月 2 0 日に新規利用契約をした方の初回利用日が 2 月 5 日の場合、1 月分は日割りです請求できますか？	19
問 4 1 6	2 月 1 5 日に新規利用契約した方の初回利用日が 2 月 2 5 日の場合、日割り計算の起算日はいつになりますか？	19
問 4 1 7	国基準通所サービスと通所サービス A を一体的に運営する場合の定員の考え方はどうなりますか？	19
問 4 1 8	国基準通所サービスと通所サービス A を一体的に運営する場合の面積の考え方はどうなりますか？	19

渋谷区総合事業 FAQ

- 問 4 1 9 国基準通所サービスと通所サービス A を一体的に運営する場合の人員配置の考え方は
どうなりますか？ 20
- 問 4 2 0 通所サービス A の人員基準に相談員がないが、相談業務は行わなくてもよいのです
か？ 20
- 問 4 2 1 通所サービス A は送迎が必須ですか？ 20
- 問 4 2 2 記録の保存は従前通り 2 年でよいですか？ 20
- 5. 通所サービス C について21**
- 問 5 0 1 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを利用していますが、通所サー
ビス C を利用できますか？ 21
- 問 5 0 2 以前、通所サービス C を利用したことがある方が、再度利用することはできますか？
..... 21
- 問 5 0 3 通所サービス C の期間が 4 月にまたがる場合には、介護予防ケアマネジメント B 費を
4 月分請求できますか？ 21

渋谷区総合事業 FAQ

1. 事業者指定について

問 101 渋谷区外に所在する事業所ですが、渋谷区から指定を受けることは可能ですか？

(答)

隣接7区に所在する事業所であれば、貴事業所を利用している要介護者認定者が更新で要支援者になってしまった場合など現に利用者があること及び訪問介護又は通所介護の指定を受けていることを条件に、指定を受けることができます。(地域密着型通所介護の指定を受けている事業所は原則指定できません。)

住民票を移さずに渋谷区外に居住する方が、新規に貴事業所の利用を希望する場合には、原則指定できません。住民票の異動をお勧めしてください。

隣接7区以外に所在する事業所は原則指定をしていません。個別にご相談ください。

問 102 新規で指定を受けるにはどのくらいの時間がかかりますか？

(答)

必ず事前に相談を行った上で、指定を受けたい日の2か月前(4月1日指定の場合には2月1日)までに、申請書類等一式を提出してください。

提出書類に不備がある場合には、指定に2か月以上要することもありますのでご注意ください。

2. 介護予防ケアマネジメントについて

問 201 基本チェックリスト実施日に要介護(支援)認定申請することは可能ですか？

(答)

介護予防・生活支援サービスの対象となっていない方が、新規で要介護(支援)認定申請をする場合には、認定申請日と同日又は申請日以降にチェックリストを実施することは想定していません。(認定申請が優先されます。)

予防給付を希望されている場合には要介護(支援)認定申請をしてください。予防給付の利用がない場合には基本チェックリストを実施してください。

ただし、予防給付を希望されている方について、自立認定と要支援認定の予測が難しい場合には、基本チェックリスト実施日の翌日以降に要介護(支援)認定申請をしてください。

問 202 要介護(支援)認定申請中に基本チェックリストを実施してサービスを利用することは可能ですか？

(答)

要介護(支援)認定申請中の場合には、予防給付の暫定プランでサービスを利用してください。ただし、自立認定が出た場合には自費となりますのでご注意ください。

問 203 要介護(支援)認定の申請期間中に、暫定プランで総合事業のサービスを提供することは可能ですか？

(答)

申請期間中でも総合事業の利用は可能です。認定結果が要介護の場合には、申請日に遡って介護給付となります。ただし、「区独自訪問サービスAの従事者が一定程度の研修受講者の場合」及び「要介護者と別単位で提供されている通所サービスA」等においては、振り替えができずに自費負担となる場合がありますのでご注意ください。

問 204 事業対象者として総合事業を利用していた方が月途中で要介護(支援)認定申請をし、要支援の結果が出た場合にケアマネジメント費や給付管理に変更はありますか？

(答)

月途中で要支援認定を受けた場合に、当該月に予防給付も併せて利用している場合には、ケアマネジメント費ではなく介護予防支援費を請求してください。当該月に予防給付の利用がない場合にはケアマネジメント費を請求してください。

給付管理は月末の認定情報で行ってください。なお、月末時点でまだ認定結果が出ていない場合には、請求エラーとなりますので、結果が判明してから請求してください。

渋谷区総合事業 FAQ

問 205 総合事業を利用していた方が月途中で要介護(支援)認定申請をし、要介護の結果が出た場合にケアマネジメント費や給付管理に変更はありますか？

(答)

月途中で要介護認定を受けた場合には、ケアマネジメント費の請求はできません。居宅介護支援事業所が給付管理を行います。

ただし、入院等により、認定申請日以降にサービスの利用が全くない場合には、従前通り、地域包括支援センターにてケアマネジメント費の請求及び給付管理をお願いします。

問 206 総合事業を利用していた方が月途中で要介護(支援)認定申請をし、要介護の結果が出そうな場合に気を付けることはありますか？

(答)

通所サービスAの単独型事業所を利用されている場合に、月途中で要介護認定がされると要介護認定後の利用部分が自費となります。自費となることを説明しご了承をいただくか、国基準通所サービス及び通所介護事業所と一体型の事業所への変更をお勧めします。

国基準通所サービス及び通所介護事業所と一体型の事業所の場合は要介護認定後の部分は通所介護の算定となります。

問 207 チェックリストにより事業対象者として総合事業を利用していた方が要介護(支援)認定申請をし、非該当の結果が出た場合はどうなりますか？

(答)

要介護(支援)認定申請をして非該当の結果が出た場合は、以前からの事業対象者としての情報が引き継がれるため、総合事業のサービスを継続してご利用いただけます。再度チェックリストを実施する必要はありません。

問 208 サービス提供事業所のみの変更や利用回数のみの変更等、軽微な変更の場合にもサービス担当者会議の開催が必要ですか？

(答)

サービス提供事業所のみの変更、利用回数のみの変更の場合にはサービス担当者会議の開催は必須ではありません。ただし、サービス担当者会議の開催を妨げるものではありません。

問 209 渋谷区の被保険者(住民票も渋谷区)が隣接区以外でサービスを利用したい場合にはどうしたらよいですか？

(答)

総合事業は地域支援事業のため、居住地自治体のサービスを受けることになります。居住地自治体に住民票を移してください。

DV等、住民票を移せない特段の事情がある場合には、ご相談ください。

渋谷区総合事業 FAQ

問 210 渋谷区の被保険者(住民票も渋谷区)が、渋谷区以外で渋谷区指定の事業所からサービスの提供を受けた場合のサービスコードや地域単価はどうなりますか？

(答)

提供サービスは渋谷区の総合事業になります。(住所地特例ではありません。)

サービスコードは渋谷区が設定したサービスコードを使用し、地域単価は渋谷区の単価(訪問:11.4円、通所:10.9円)が適用されます。

国基準サービスでも一部設定していないサービスコードがありますのでご注意ください。

問 211 利用希望者に被爆者介護保険利用等助成(原爆公費助成)対象者がいるのですが、サービスAのサービスを利用可能ですか？

(答)

サービスAは、原爆公費助成の対象外のため自己負担(1割・2割又は3割)が発生します。

国基準サービス(定率)は、原爆公費助成の対象です(訪問型サービスについては、所得税非課税の方のみ)。

自己負担ありでサービスAをご利用いただくことも可能ですが、国基準サービス(定率)の利用をお勧めします。

問 212 介護予防給付と総合事業を併用する場合、支給限度額は双方の給付額を合算した額という理解でよいですか？

(答)

貴見のとおりです。支給限度額の給付管理は、介護予防給付と総合事業の支給費(指定事業者によるサービス)を合算したものとなります。

問 213 介護予防給付と総合事業を併用している要支援者が1月だけ予防給付の実績がなかった場合には当該月のみ介護予防支援費ではなくケアマネジメント費の請求になりますか？

(答)

介護予防支援計画自体に変更がなければ、介護予防支援費の請求となります。長期的に介護予防給付の利用がないことが見込まれる場合にはケアプランを変更し、ケアマネジメント費を請求してください。

問 214 国保連からサービス提供事業所に送付される介護職員処遇改善加算のお知らせにサービスAの分が載っていないのはなぜですか？

(答)

サービスAは、各自治体にて個別設定するためサービスコードがまちまちで国保連にて抽出ができていません。国基準サービスは国設定のコードのため抽出が可能となっています。

現時点では、渋谷区から各事業所に加算額を通知する予定はありません。

渋谷区総合事業 FAQ

問 215 総合事業にも給付制限はありますか？

(答)

総合事業においては、現在、給付制限の制度は行っていません。利用者負担割合証(原則として1割、一定以上の所得がある人は2割又は3割)と同じとします。被保険者証に給付制限の記載があっても、総合事業の場合は負担割合証の負担割合が適用されます。

ただし、予防給付(福祉用具等)と併用している場合には、予防給付部分のみ給付制限が適用されます。総合事業は負担割合証の負担割合で、予防給付は被保険者証の割合で請求となりますのでご注意ください。

3. 訪問型サービスについて

問 301 訪問サービスAを9回を超えて利用することはできますか？

(答)

以下の①～③のいずれかに該当し、サービス担当者会議において回数追加により自立支援及び介護予防の効果が見込まれると判断され、ケアプランに位置づけられた場合には利用できます。利用に際しては、訪問サービスA事業所において個別サービス計画の作成が必要です。また、評価表において効果の確認も必要となります。

- ① 独居
- ② 65歳以上のみの世帯
- ③ 介護者が援助困難な状態(要介護状態、疾病等)

問 302 区独自ホームヘルプサービスの時間延長サービスと訪問サービスAの90分程度・120分程度の違いは？

(答)

区独自ホームヘルプサービスの時間延長サービスは、国基準訪問サービスを利用されている方で時間延長することで自立支援及び介護予防の効果が見込まれる場合に利用できます。

一方、訪問サービスAの90分程度・120分程度は、見守りの援助(利用者と一緒に手助けしながら行う調理・掃除・洗濯等)を行う場合に利用できます。

問 303 訪問サービスAでは、体温測定や爪切りはできますか？

(答)

サービスAでは、直接身体に触れる介護はできません。

問 304 訪問サービスAで買い物同行はできますか？

(答)

買い物同行は身体介護に該当するため、訪問サービスAは利用できません。

問 305 訪問サービスAで散歩同行はできますか？

(答)

散歩は身体介護に該当するため、訪問サービスAは利用できません。

問 306 国基準訪問サービスで散歩同行はできますか？

(答)

「自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介護でできる状態で行う見守り等)」に該当するとして医師の指示等によりサービス担当者会議において必要があると位置づけられた場合には利用できます。気分転換や個人の嗜好では利用できません。

渋谷区総合事業 FAQ

問 307 国基準訪問サービスで買い物同行利用者が体調不良等により、ヘルパーのみの買い物代行になった場合には訪問サービスAに切り替える必要がありますか？

(答)

ケアプラン上に買い物同行が位置づけられており、そのうち数回が利用者の体調不良等により買い物代行となってしまった場合には、ケアプランどおり国基準訪問サービスを算定してください。ただし、買い物代行が長期化する場合には、プランの見直しが必要となります。

問 308 本人の強い希望があった場合は、生活援助でも国基準訪問サービスを提供してもよいですか？

(答)

生活援助のみで国基準訪問サービスを利用することはできません。訪問サービスAを提供する又は訪問サービスAの指定事業者を紹介してください。

問 309 通院時の医師からの指示の聞き取りは国基準訪問サービスで利用できますか？

(答)

院内での介助は予防サービスと同様で、利用できません。

問 310 入浴介助の必要はないが、転倒等の危険があり入浴の見守りを希望している場合は訪問サービスAを利用できますか？

(答)

できません。入浴の見守りは身体に触れて介助を行う可能性があるため身体介護に該当しますので国基準訪問サービスの対象となります。

問 311 生活援助の範囲は？

(答)

生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例を下記のとおりお示しします。

1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

(1) 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・自家用車の洗車、掃除 等

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

(1) 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話 等

(2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

渋谷区総合事業 FAQ

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓ガラスの磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

問 312 同居親族がいる場合の掃除の範囲は？

(答)

原則、主として利用者が利用する居室等のみとなります。

ただし、以下に該当する場合には、家族の可能な支援の内容と利用者にとって必要な支援内容について緊急性、代替性を考慮し検討したうえで、家族との共用スペースも対象とすることができます。

その際にはケアプラン(ケアマネジメント)に算定の理由その他やむを得ない事情の内容及びその解決に必要で最適なサービスの内容とその方針を明確に記載されている必要があります。

1. 利用者の家族等が障害や疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合
2. その他の事情により家事が困難な場合
 - ・家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
 - ・家族が介護疲れで共倒れ等深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合
 - ・家族が仕事で不在の時に行わなくては日常生活に支障がある場合

問 313 家族の同居の判断はどのようにするのでしょうか？

(答)

家族の同居の判断については、物理的な同居ばかりを問うのではなく、二世帯、同一世帯、近隣住居(同一敷地内、同一マンション内を含む)の事実、また利用者と介護者の行き来が可能な関係などを含めて、当該家族等が介護者となりうるかどうかを主眼として、総合的に判断してください。

問 314 いわゆる住み込み家政婦等がいる世帯にサービス提供は可能ですか？

(答)

できません。

問 315 訪問介護員等の親族へのサービス提供はできますか？

(答)

公平性の観点から、同居・別居を問わず3親等以内の親族へのサービス提供はできません。他の訪問介護員等で対応してください。

問 316 「自立支援のための見守りの援助」の考え方は訪問介護と同じですか？

(答)

異なります。

訪問サービスAにおいて「自立支援のための見守りの援助」は直接身体に触れる行為を含まず、自立支援のために利用者と一緒に行動を行う行為をいいます。

- ・利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけを含む)

渋谷区総合事業 FAQ

- ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促す
- ・冷蔵庫の中の整理等を一緒に行うことで生活歴の喚起を促す

問 317 特段の配慮をもって行う調理もサービスAで行えますか？

(答)

できません。主治医の指示に基づいて利用者の身体状況に応じた調理を行う場合、専門的配慮をもって行う調理にあたり、国基準サービスを算定してください。この場合、調理について特に診断書等に記載されていることまでは必要としませんが、ケアプランには主治医の指示をもとに計画した調理内容等、特段の配慮にあたるサービス内容が記載されている必要があります。

問 318 1日に複数回の算定は可能ですか？

(答)

できません。

問 319 国基準訪問サービスと訪問サービスAをつなげて利用することは可能ですか？

(答)

1日に複数回算定となりますので、できません。

問 320 区独自訪問サービスAを週2回利用したいが、2つの事業所を利用できますか？

(答)

転居等のなんらかの事情により事業者を変更することは想定していますが、同月内に同時に複数の事業所を利用することはできません。同一の事業所をご利用ください。

問 321 国基準訪問サービスを週1回利用して入浴介助をしているが、訪問サービスAを月2回利用して買い物代行を行いたい2つの事業所を利用できますか？

(答)

転居等のなんらかの事情により事業者を変更することは想定していますが、同月内に同時に複数の事業所を利用することはできません。国基準訪問サービスと訪問サービスAのどちらも指定を受けている同一の事業所をご利用ください。

問 322 国基準訪問サービスと訪問サービスAを併用する場合、同一の事業所でなくてもいいですか？

(答)

同一事業所の利用に限ります。国基準訪問サービスと訪問サービスAのどちらも指定を受けている同一の事業所をご利用ください。

渋谷区総合事業 FAQ

問 323 従前より生活援助中心で利用していた要介護者が要支援になったが、サービスAの指定を受けていないため国基準訪問サービスで算定し利用を継続できますか？

(答)

特段の事情に該当しないため、国基準サービスの利用継続はできません。

事業所が訪問サービスAの指定を受けるか、又は訪問サービスAの指定事業所へ移っていただけるようご紹介ください。

問 324 生活援助のみの日と外出介助(身体介護)を含む日を組み合わせると週1回利用する場合には、国基準訪問サービスで算定ができますか？

(答)

隔週で身体介護と生活援助を利用する等、週によって利用内容が異なる場合でも、身体援助と生活援助を合わせて週1回の利用の範囲内であれば、国基準サービスのみで算定が可能です。

問 325 要支援者等が複数いる世帯に対する生活援助の算定の仕方は？

(答)

当該世帯が必要とするサービス及び所要時間を、要支援者等間で適宜振り分けて算定してください。その際、それぞれの利用者のケアプラン上に必要サービスが位置づけられていることが必要です。

問 326 訪問サービスAにおいて、管理者は従事者を兼務できますか？

(答)

事業所の管理上支障がない場合は、兼務することが可能です。

問 327 訪問サービスAの管理者は非常勤でも専従であれば従事できますか？

(答)

専従であれば非常勤でも従事することが可能です。

問 328 国基準訪問サービスと訪問サービスAの従事者は兼務できますか？

(答)

介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者は兼務が可能です。一定程度の研修受講者は国基準訪問サービスに従事することはできません。

問 329 旧ヘルパー3級資格でサービスAに従事することはできますか？

(答)

サービスAにおいて訪問介護員等は、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者又は区長が示す一定程度の研修を修了した者が対象となります。従って、平成21年に4月以降介護報酬の算定要件から外れた旧ヘルパー3級資格では従事することができません。一定程度の研修を受講してください。

渋谷区総合事業 FAQ

問 330 訪問型サービスを提供する際に、個別サービス計画の作成は必要ですか？

(答)

国基準サービスについては、従来通り個別サービス計画(訪問介護計画)の作成が必要です。

サービスAについては、必ずしも作成する必要はありません。ただし、生活機能向上連携加算を算定する場合には個別サービス計画の作成が必要です。

問 331 国基準訪問サービスを日割り計算するのはどういうときですか？

(答)

平成29年1月18日付事務連絡でお示した通り、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のⅠ介護報酬改定関係資料の資料9に記載があるとおりです。

- (1) 区分変更等により、月途中で介護度が変更
- (2) サービス提供事業所の変更(同一サービス種別のみ)
- (3) 事業所の指定有効期間の開始又は廃止
- (4) 事業所指定効力停止の解除又は開始
- (5) 利用者との契約開始又は解除
- (6) 以下のサービスを月途中にて終了または開始
 - ・介護予防特定施設入所者生活介護
 - ・介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・介護予防短期入所生活(療養)介護

問 332 国基準訪問サービスの利用者が月途中で入院した場合は、入院日前日までの日割り計算になりますか？

(答)

平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のⅠ介護報酬改定関係資料の資料9に記載がないことから日割り計算の対象とはなりません。契約が継続されている場合は従来通り月額報酬となります。契約を解除した場合は契約解除日までの期間の日割りとなりますが、入院を事由に契約解除をしなければならないということではありません。

問 333 訪問サービスAの事業開始時支援加算はどのようなときに算定できますか？

(答)

訪問サービスAの利用者全ての方に、1月につき180単位算定できます。

この加算は、緩和した基準でありながら実際には有資格者が従事している現状を鑑み、3年間の時限措置として新設しました。有資格者又は一定程度の研修受講修了者のいずれが従事した場合でも算定が可能です。なお、本加算は、支給限度基準額の対象外となっています。

渋谷区総合事業 FAQ

問 334 同一建物等に居住している方にサービスを提供した場合の減算はありますか？

(答)

国基準サービスについては、従来通り減算があります。

サービスAについては、減算の規定はありません。

問 335 国基準訪問サービスと訪問サービスAを併用している場合に、処遇改善加算はどのように算定すればよいですか？

(答)

国基準訪問サービスと訪問サービスAそれぞれに処遇改善加算の算定ができます。

問 336 記録の保存は従前通り2年でよいですか？

(答)

利用者に対するサービスの提供に関する記録は、国基準通所サービス、通所サービスAのいずれのサービスにおいても、その完結の日から5年間保存していただく必要があります。

4. 通所型サービスについて

問 401 サービスAの提供時間に食事の時間を含みますか。

(答)

サービスAの事業所内において食事を提供する場合には、サービスAの提供時間となります。
定員の計算にも含まれますので、提供時間が重複して定員を超過しないようご注意ください。

問 402 国基準通所サービスと通所サービスAの違いは？

(答)

国基準通所サービスは、ケアプランにおいて入浴や長時間のサービス提供が必要と位置づけられた方が対象です。

通所サービスAは、入浴や長時間のサービス提供が必要ではないすべての方が対象です。

問 403 国基準通所サービスの長時間の利用が必要な場合とは、何時間以上をいうのか

(答)

通所サービスAが90分以上半日程度としていることから、おおむね6時間以上の利用を想定しています。

問 404 通所サービスAの半日程度とは、何時間ですか

(答)

4・5時間程度を想定しています。

問 405 介護予防通所リハビリテーションと併用できますか？

(答)

従来の介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションの考えと同様に併用は想定していません。

問 406 月途中で通所サービスAから介護予防通所リハビリテーションへ変更できますか

(答)

国基準通所サービス又は通所サービスAと介護予防通所リハビリテーションの同時利用は想定していませんので、翌月から変更してください。

問 407 週2回利用する場合に、国基準通所サービスで週1回、通所サービスAで週1回という使い方はできますか？

(答)

国基準通所サービスと通所サービスAを組み合わせることはできません。

問 408 週2回利用する場合に、2つの事業所を利用できますか？

(答)

月額報酬制のため、複数事業所の併用は想定していません。

渋谷区総合事業 FAQ

問 409 要支援2の方が国基準サービス(みなし/独自)を週1回利用する場合にどのように請求すればよいですか？

(答)

国基準通所サービスの考え方は、利用回数ではなく要介護(支援)度に対応したものとなっているため、週1回利用・週2回利用どちらも同じ単位数となります。要支援2に対応するコードで請求してください。

問 410 ケアマネジメントではサービスAを週2回程度で位置づけたが、実際のサービス提供は週1回だった場合にどのように請求すればよいですか？

(答)

従来の予防給付同様、計画上週2回で位置づけをしており、月途中で週1回にした場合の算定は計画通り週2回で行ってください。ただし、週1回の利用が恒常的に続くのであればケアプランの見直しが必要となります。

問 411 ケアマネジメントではサービスAを週1回程度で位置づけたが、実際のサービス提供は週2回だった場合にどのように請求すればよいですか？

(答)

ケアマネジメントに位置づけられたサービス回数を超えて利用した部分については事業支給費の対象にはなりませんので、ケアマネジメントに位置づけられた回数で請求してください。

問 412 サービスA通所型サービスの利用者が状態変化により月途中で国基準サービスに変更した場合、どのように請求すればよいですか？

(答)

原則的には、1月1事業所の利用となります。ただし、状態変化によりやむを得ず変更した場合には、通所サービスAと国基準通所サービスをそれぞれ日割りで請求してください。

加算については、日割り計算をしないため、それぞれのサービスにおいて該当要件を満たすのであればそれぞれのサービスにおいて1月分の請求をすることができます。

問 413 日割り計算するのはどういうときですか？

(答)

平成29年1月18日付事務連絡でお示した通り、平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のI介護報酬改定関係資料の資料9に記載があるとおりです。

- (1) 区分変更等により、月途中で介護度の変更
- (2) サービス提供事業所の変更(同一サービス種別のみ)
- (3) 事業所の指定有効期間の開始又は廃止
- (4) 事業所指定効力停止の解除又は開始
- (5) 利用者との契約開始又は解除
- (6) 以下のサービスを月途中にて終了または開始
 - ・介護予防特定施設入所者生活介護

渋谷区総合事業 FAQ

- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防短期入所生活(療養)介護

問 414 月途中で入院した場合は、入院日前日までの日割り計算になりますか？

(答)

平成27年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」のⅠ介護報酬改定関係資料の資料9に記載がないことから日割り計算の対象とはなりません。契約が継続されている場合は従来通り月額報酬となります。契約を解除した場合は契約解除日までの期間の日割りとなりますが、入院を事由に契約解除をしなければならないということではありません。

問 415 1月20日に新規利用契約をした方の初回利用日が2月5日の場合、1月分は日割りで請求できますか？

(答)

1月は利用実績がないため請求はできません。ご利用のあった2月から月額算定してください。

問 416 2月15日に新規利用契約した方の初回利用日が2月25日の場合、日割り計算の起算日はいつになりますか？

(答)

起算日は契約日の2月15日となります。

問 417 国基準通所サービスと通所サービスAを一体的に運営する場合の定員の考え方はどうなりますか？

(答)

国基準通所サービスは、従前の介護予防通所介護と同様に通所介護と合わせて定員を設定します。

通所サービスAは、それとは別に定員を設定します。

なお、国基準通所サービスには定員超過による減算規定がありますが、通所サービスAには定員超過による減算規定は設定していません。

問 418 国基準通所サービスと通所サービスAを一体的に運営する場合の面積の考え方はどうなりますか？

(答)

一体的に運営する場合には、双方の定員を合算して面積基準を満たす必要があります。

(国基準通所サービス(通所介護) + 通所サービスA) × 3㎡ = 必要面積

渋谷区総合事業 FAQ

問 419 国基準通所サービスと通所サービスAを一体的に運営する場合の人員配置の考え方はどうなりますか？

(答)

通所介護及び国基準通所サービスの利用者の処遇に影響を与えないことを前提に以下のように算出された人数以上の配置となります。

例1) 国基準通所サービス+通所介護+通所サービスAの合計利用者数が15人までの場合

⇒ 従事者1人以上

例2) (国基準通所サービス+通所介護)が15人超+通所サービスAの場合

⇒ (国基準通所サービス+通所介護)の15人までの部分で1人

(国基準通所サービス+通所介護)の15人超部分×0.2+通所サービスA×0.1

の合計数以上

例3) (国基準通所サービス+通所介護)が15人まで+通所サービスAの場合

⇒ (国基準通所サービス+通所介護+通所サービスA)の15人までの部分で1人

通所サービスA×0.1 の合計数以上

問 420 通所サービスAの人員基準に相談員がないが、相談業務は行わなくてもよいのですか？

(答)

管理者が相談業務を行うことを想定しています。

問 421 通所サービスAは送迎が必須ですか？

(答)

自己通所も可能です。その場合も送迎減算はありません。

問 422 記録の保存は従前通り2年でよいですか？

(答)

利用者に対するサービスの提供に関する記録は、国基準通所サービス、通所サービスAのいずれのサービスにおいても、その完結の日から5年間保存していただく必要があります。

5. 通所サービス C について

問 501 訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを利用していますが、通所サービスCを利用できますか？

(答)

ご利用いただけません。なお、医療保険でリハビリテーションをご利用中の方もご利用いただけません。

問 502 以前、通所サービスCを利用したことがある方が、再度利用することはできますか？

(答)

ご利用いただけません。

通所サービスCは、利用終了後にご自身でリハビリを継続していただくことを目的としています。

問 503 通所サービスCの期間が4月にまたがる場合には、介護予防ケアマネジメントB費を4月分請求できますか？

(答)

4月分の請求はできません。

ケアマネジメントB費は、通所サービスCの利用者に対して、指定介護予防・生活援助サービス及び介護予防サービス(福祉用具等)の利用を含まない介護予防ケアマネジメントを行った場合に、3月を限度として算定できます。